《投稿論文》

「人権」研究のための基本的考察

ー「人権」概念による差別問題研究をめざしてー

時岡　新

<<目次>>

0．はじめに
1．「人権」の特質
　1．1．「人権」の成立と変容
　　1．1．1．「人権」の成立に関する議論
　　1．1．2．「人権」の変容と社会問題
　　1．1．3．小括
　1．2．「人権」をめぐる諸問題
　　1．2．1．「人権」の被制約性問題
　　1．2．2．「人権」の承認問題
　　1．2．3．小括
2．差別と「人権」
　2．1．差別の問題化と不当化
　　2．1．1．「人権」による差別の問題化
　　2．1．2．「人権」による差別の不当化
　　2．1．3．小括
　2．2．差別と「人権」をめぐる議論の展望
　　2．2．1．差別問題と「人権」の変容
　　2．2．2．差別意識と「人権」意識
　　2．2．3．小括
3．おわりに

0．はじめに

とくに制度的側面に注目して暫定的に定義すれば、「人権」とは人間であることの承認を要件として保障されるべきであるとされる諸権利の総称である。「人権」と総称される諸権利に共通した特徴として、自由・平等という基本的原則との密接な関わりを指摘することができる。歴史的にみて「人権」とされ

る諸権利を保持する主体およびその具体的項目は、自由・平等という理念の内実、および人間であることの承認の内実の変容を軸にして、さまざまに拡張されてきた。

「人権」という考え方の最初期の成立については、自然法（権）思想を思想的系譜の起源とし、それが資本制国家における実定法制度としての「人権」体系として定着したものと考えられるのが一般的なようである。一方その後につづく「人権」の歴史的変容については、近代「人権」において欠落していた自然法（権）思想の根源たる人間の本源的自然的欲求が復権する過程とみるか、近代「人権」を成立させた特定の歴史的社会がその崩壊を防ぐために「人権」の修正変化をおこなってきたとみるかによって、議論が分かれている。自然法（権）思想の根幹をなす自由・平等という理念についても、人間の自覚的主体的立場をもとにして、自己の束縛を解放しようとする過程で生まれた、人間の生存のための思想［下山,1972→1980:138］とする議論と、資本主義社会において人間が人間として生きてゆくための普遍的な商品交換社会が成立する基礎として、相互に承認されるべき原則［渡辺,1968:211−212］であるとする議論とがある。

「人権」の歴史は、自由・平等概念の変容と拡散の過程であるということができよう。とくに近年「人権」の変化は急激かつ多様であり、上記のいずれの議論でも十分に説明できないほどである。多くの場合、そうした変容は具体的な社会事象、社会問題との相互連関によって引き起こされている。こうした観点から、「人権」について問題視される二つの恣意性、すなわち生成における恣意性および運用における恣意性は、「人権」が歴史的に変容するためのきっかけであるかのようにみえる。今日「人権」という考え方が対峙している大きな社会事象として、社会問題としての差別問題がある。これは「人権」が差別的諸事象をようやく問題化し始めた段階であろう。しかし今後は「人権」という考え方と差別的事象とが相互に連関しながら、とくに意識のレベルにおいて大きな変容をとげるであろうことが予測されるのである。

なお本稿では、日本語の「人権」と「human right」との関係については笹澤の議論［笹澤,1993:184］から＜権利＞＝＜ライト＞と考え、とくに区別しない。ただしこの点についての実証的研究の必要性は十分にある。

1．「人権」の特質

1．1．「人権」の成立と変容

1．1．1．「人権」の成立に関する議論

現在実定法制度として定立されている「人権」体系は近代における西欧社会の所産物であり、今日につづく「人権」制度は、市民革命後の欧米各国で成文化されたものに始まると考えられることが一般的である。また「人権」の法的起源についての議論では、多くの場合自然法（権）思想がもちだされる［戸波他,1992:1,21−27］。しかし注意してみるとこの自然法（権）思想との関連において「人権」についての考え方が大きく二分されていることがわかる。

第一に、「人権」体系はその歴史社会の具体的な客観的条件、その主体の社会的要求およびそれを制度化する場合のイデオロギーの総合的所産であるが、それは人間の本源的自然的欲求としての自覚的主体的人間の生存のための権利主張（普遍的要素）と、特殊近代西欧社会において確立した人権体系（歴史的限定的要素）とが背離している［下山,1972→1980,22−30］状態であるとする議論がある。ここでは自然法（権）の普遍的観念が歴史的存在として矮小化された結果として「人権」体系があると考えられている。

第二に、とくに現代資本主義国家における法（現代法）の歴史的構造への関心という観点から、「基本的人権」を「資本主義社会という特定の歴史的社会に規定された人間の基本的欲求のあらわれ方、およびその体制内部における特殊法的な処理のしかたを表現するもの」［渡辺,1968:208−209］とする立場がある。このような議論では「人権」思想の基礎は自然法（権）思想にあるとされるが、それが普遍的な商品交換社会すなわち資本主義社会の成立によって、はじめて実現可能となったものとされる。

「人権」の成立に関する認識の相違は「人権」の歴史的変容の位置づけについても異なった見解を導出する。歴史的にみて社会権の成立は「人権」のもっとも大きな変容の一つと考えることができる。第一の議論によれば、生存権を中核とする社会権の誕生は、生存の観念の疎外をも意味するもろもろの人間疎

外にたいする復権運動の一環として位置づけられる［下山,1972→1980:138］。一方第二の議論によれば、新しいタイプの基本的人権である社会権は自由権の修正変化と不可分に結びついているものと考えられている［渡辺,1968:213］。

いずれの議論も社会権の成立という「人権」の歴史的変容を説明しているが、そこからただちに「新しい人権」など今日的な「人権」の変容をも的確に説明できるものと断ずることはできない。

1．1．2．「人権」の変容と社会問題

「人権」の考え方に基づき、また尊重されるべき「人権」として挙げられる権利の項目は、歴史的にみて増加する傾向にある。「人権」の考え方や「人権」の項目を、自らの正当な権利として主張する、または主張することを認められる主体の範域も拡大されてきている。こうした「人権」の変容は、1.1.1.で示した二つの議論からはそれぞれ次のように説明されるであろう。まず自然法思想の中核は人間の自然的本源的欲求としての生存権である［下山,1972→1980:44］とする観点からは、「人権」の歴史的変容は自然法思想の十全なる実現へとつながるものであり、とくに生存権疎外からの回復を志向したものであったと考えることができよう。一方経済的市民社会の自律性の法的表現としての自由権が「人権」の基底を支えている［渡辺,1968:215］とする観点からは、経済的市民社会の維持のために、「人権」すなわち国家からの自由という原則がさまざまに修正・変貌を遂げてきたものと考えられる。

こうした回復、修正・変貌といった「人権」の歴史的変容は、いずれも具体的な問題事象との連関において生起してきている。「人権」は個々具体的な諸権利の総称である以上、権利としての規範的性格［長谷川,1990:13］をもっている。規範的性格によって「人権」は社会問題の措定［副田,1989:4−15］にかかわることになった。その結果「人権」は、具体的な社会的諸問題との関連において変容していくことになったのである（権利は権利意識の形成およびその制度化に向けた運動によって生成される。その結果新しい権利の項目が創出されることもある。権利の生成が権利主張の運動からはじまることについては［淡路,1986］、［田中,1986］、［棚瀬,1987］、［稲本,1988］など）。

「人権」は、ある人間が問題を措定する主体として問題を措定することを正

当化する。また「人権」の考え方は「『人権』の侵害」・「『人権』が実現されていない状況」といった問題措定の文脈を提供する。「人権」は、「これは『人権』であるから尊重されるべきであり、侵害できない」という「人権」のカタログを用意するだけでなく、「人権」の考え方に基づき、また尊重されるべき「人権」としての新しい価値基準を創出し続けることでこれに対応してきたということができるだろう。

1．1．3．小活

社会権の成立は、歴史的にみて重大かつ特徴的な「人権」の変容であった。このような「人権」の歴史的変容を、生存欲求の具現化・人間疎外からの「人権」復権と考えたり、また資本制の適応であると考えたりすることは可能である。しかし「新しい人権」の登場など、歴史的にみてそうした説明の論理だけでは十分に把握できない変化がおきている。このような「人権」の変容に対しては、より説明能力の高い枠組みを用意してやる必要があると思われる。

「人権」と社会的諸関係とは相互に連関しながら変容してきている。それが生存のためであれ商品交換のためであれ、自覚化された欲求が「人権」として制度化された時点から、それは社会的に保障されまた社会的に継続される。さまざまな制度の認知や規範の内面化を経て、新たな欲求が形成される。こうして具体的な問題事象との相互連関によって制度的「人権」は変容し、価値規範としての「人権」の内実も変化してきたのである。「『新しい権利』とは、とりもなおさず『新しい価値観』である。それはある古い社会的価値に対抗して主張され、古い社会的価値を受容する社会的集団からの自由として標榜され、多数がそれを承認することによって古い社会的価値やその他の利益に優先する地位を認められるものである」［稲本,1988:5］。

具体的な問題事象との関連において「人権」の内実や権利の項目が変化・変容してきたということは、「人権」は問題提起のための要件を提供しながら、必ずしも当該の問題解決のための解を完全には用意していないということを示している。「人権」の考え方はこのように、擬似的にではあるが具体的な解のない問題定立を可能にするものである。また具体的な問題提起をしたものの意志が具体的な「人権」の項目となることから、「人権」には生成における恣意

性と運用における恣意性とが存在していることが予測される。

1．2．「人権」をめぐる諸問題

1．2．1．「人権」の被制約性問題

「人権」という価値基準はたしかに世界の多くの国でコンセンサスを得ているし、世界的規模での「人権」保障の実現が追求されている［辻村,1994:12］。しかしその一方で「人権」史の再検討が続けられ［辻村,1992］,［樋口,1989］「人権」の価値普遍性、正当性などが問い直されている。これはすなわち、歴史時代的被制約性（生成における恣意性）の問題、および価値規範として内面化された後の具体的場面における承認（運用における恣意性）の問題である。

「人権」は歴史的にみて、人為的・恣意的な規範であると考えられることからその正当性に対する疑問が提示されてきた。とくに「人権」として尊重されるべきであるとされる項目は、特定の社会階層の利益を守るために成立しているというような批判が多くみられる。たしかに「<ライト>の思想は、自己の<利>の追求を本性とする人間の欲求に由来する思想であると言ってもよい」［笹澤,1993:183］。しかし「人権」の諸項目が、問題化の主体また当該の問題を解決しようとした者の意図を反映するかたちで具体的に制度化されることはむしろ当然である。自由権から社会権へと至る経緯、諸権利の生成の過程はその一例である。したがって被制約性が「人権」の価値を否定する事由とはならないのである。「人権ないし人権の概念は･･･新興ブルジョアジーが自己の階級利益を守るために、万人の普遍的な自然権の名で国家に対して行なった要求であった。しかしそこから直ちに人権のすべての意義を私的所有権の機能に収斂させ、市民的政治的人権への批判へと突き進むことは人権の本質的な歴史的成果としての国家権力の制限ないしは恣意の拒否という側面を見忘れるものである。･･･ブルジョア的な人権の観念のみが人権概念を代表する資格があるわけではない。･･･自由主義的な人権観、平等主義的な人権観、民主主義的な人権観、福祉主義的な人権観など、それぞれが人権の概念をそれなりに表象している。したがって、1つの人権観の否定は必ずしも人権概念そのものの否定

には直結しない」［佐々木,1990:219−220］。

ところで、こうして生成された「人権」の具体的項目が社会的に一般化され価値規範となる以上、法的承認のみならず社会的承認が必要となる。こうして「人権」における恣意性の議論は、生成における恣意性：歴史時代的被制約性の問題から運用における恣意性：承認の問題へと移行する。

1．2．2．「人権」の承認問題

「人権」が価値規範である以上、それは法によってのみ与えられる権利ではない。換言すれば、具体的な生活場面においては、構成員によって相互に承認されなければならない。「人権」の社会的承認は、次のような二つの方向性をもつ。第一の承認は、成人男性が、自分自身とは異質な存在である女性や子どもにも「人権」が認められるべきであると考えるような場合、すなわち自分自身とは異質な他者に「人権」を承認すべきであると考える場合である。女性にも子どもにも「人権」を承認することで、女のくせに、子どものくせにといった区別は不適当であると考えられる社会的諸関係が指摘される場合もある。また「障害者」など社会的弱者にとって「人権」は、社会的な保護・保障をうけるための根拠として重要なものであるから、彼らの「人権」は保障されなければならないというような考え方も、「人権」の承認の一類型である。こうした承認は「人権」を承認する側ーされる側という関係性、すなわちいわば不平等な社会的関係構造を帰結することになる。

第二の承認は、成人男性が、女性でも子どもでも、自分と同質のものであると考え、「人権」を承認するというような場合である。このような場合、「人権」があるという点では同質であるという考え方がなされる場合も考えられ、「人権」の考え方そのものが、同質性の承認に寄与する可能性も指摘できる。異質な他者を、異質性ではなく同質性に注目することで同質なものとして承認し、それ故に不平等な扱いをしないようにするという包み込みが考えられる。ここでもまた「人権」を承認する側ーされる側という不平等な関係構造の存在を指摘できるが、むしろ重要な点は両者の同質性に注目するという文脈にある。同質性に注目して不平等な状態を解消しようとする場合、それは「それ以外」といった範域を前提したりまた帰結するものだからである。

「人権」の承認はいずれの場合でも、「人権」の承認による差異化という新しい不平等を生起する。しかし前者が自分自身を「人権」主体とみる傾向が弱いのに対して後者は自分自身を「人権」主体とみなしており、自分自身と「人権」の考え方との位置関係に差異がみられる。こうした「人権」の運用における恣意性は、歴史的にみてつねに批判の対象となりうる状態におかれてきた。またいずれの承認においても差異性の捨象に起因する新たな問題が生起する可能性があり、これもまた批判的に検討されるものであろう。

1．2．3．小活

これまで「人権」は、その生成における恣意性および運用における恣意性の問題についてさまざまな批判を浴びてきた、しかしそれゆえに「人権」の考え方は否定されるものではなく、むしろそのような性格をもったものとして了解されるべきであろう。つねに二つの恣意性が問題とされ続けることで「人権」の内実及び適用範域は拡張され、その結果「人権」はさまざまの社会事象を問題化する手がかりとなる。こうして「人権」の考え方はその内実を変容しながらも、歴史的に存続することとなったのである。

「人権」の諸項目はいずれも価値的普遍性を標榜するがゆえに、つねに拡張に対して可能性が開かれている。また「人権」として尊重されるべきであるとされる諸項目は制度化されるなどして社会的に規範化される。こうした価値規範の内面化、すなわち「人権」意識の形成という過程を経て、「人権」の理念は実際の生活場面に持ち込まれるのである。

制度化された「人権」がもつ恣意性への批判は、批判というかたちをとって、解のない問題提起を可能にする。「人権」の諸項目および考え方によって、自己のおかれた社会的関係性から受ける不快感をより客観的に問題化することが容易になる。不快感の原因は多岐にわたり、その都度不快感を解消するために社会的に尊重されるべき項目が提起され相互承認が図られることになる。こうして自由・平等という理念の実現、すなわち「人権」の実現は、絶えざる新しい「人権」項目の創出を帰結することになったのである。

2．「人権」と差別

2．1．差別の問題化と不当化

2．1．1．「人権」による差別の問題化

「人権」は、ある関係性の当事者やその関係性の外部にいる者が、関係性の当事者間の価値的対立から直接的に、また間接的に受ける不快感を問題化することを次の二つの側面から可能にする。第一に、「人権」の考え方によればこのような問題化をすること、すなわち関係性のあり方に対する異議申し立ての主体となることそのものが「人権」として認められる。第二に、異議申し立ての対象である関係性は、「人権」の考え方に基づいて改善されるべきであると主張されよう。異議申し立ての対象となった不快感をもたらす関係性のあり方は、既存の尊重されるべき「人権」のカタログを参照することによって検討され、改善が図られる。もし既存の「人権」のカタログによっては不快感をもたらす関係性が改善されない場合には、新しい価値基準が創出され、尊重されるべき「人権」として採用されることもある。

こうした不快感（たとえば「人権」の形成期においては不自由・不平等）のひとつに、今日の差別的な社会的諸関係がある。「人権」が差別の問題化に寄与するということはしかし、「人権」が差別を社会問題として適格に措定できうるということと同義ではない。「権利」論における差別の議論では、機会の平等をはじめとして、平等の概念との関連において差別が問題とされる傾向が強いように思われる。しかし偏見に基づき、忌避・排除などを含む差別に対して「人権」をつきつけていくことの有効性については疑問も提示されている［内野,1992:51−94］。憲法学の立場からいっても、具体的に不利な処遇があった場合、平等の原則に反するとして対抗的批判をすることは比較的容易であろう。しかし、不利な処遇をするに至る以前の偏見や忌避といった心的世界における差別に対して、制度的に了解され承認されている「人権」が対抗関係におかれるような問題措定にはなお疑問が残る。換言すれば、「人権」による差別の問題化は、同時にその不当化を可能とするものではないのである。もし

「人権」による差別の定義が可能であれば、同時に不当化も可能になるであろう。しかしそのためには、「人権」による差別の定義についてのいくつかの問題をクリアしなければならないのである。

2．1．2．「人権」による差別の不当化

「人権」の諸項目、または「人権」の基本的理念によって差別を定義することが可能であるのならば、「人権」による差別の不当化も可能となるであろうと思われる。しかしそのためには、歴史的にみて近代的理念としての性格を強くもつ「人権」と今日的な差別に関わる諸問題との間にあるいくつかの問題が乗り越えられなければならない。たとえば差別を問題化するとされていた近代主義的理念がそのうちに含む差別性、および偏見・忌避といった不利な扱いの原因にはなるが具体的なそれでない場合などが想起される。

「どのように定義してみても、近代主義的理念をもちださない限り、差別とは、やってはいけない行為だとすることが出来ない･･･。俺を差別するとはケシカランと、差別を告発するためにも、その根底に、人間の平等という近代主義的理念がなければ不可能である」。しかしそれはあくまでも問題提起の「正当性を支えているだけであって、差別の不当性を何等保証するものではない」［三橋,1992:114］。ここに、「人権」による差別の問題化、とりわけ不当化についての苦悩がある。「人権」の考え方による差別の問題化は、「告発の正当性はよく保証できるが、その内実は、当該の人々が埋めなければならない」［三橋,1992:115］のである。これはすなわち「人権」の考え方による差別の定義が可能であり、また適格であるかどうかという問題である。

日常生活世界において、「人権」と差別との関連について「『差別は人権侵害である』、そういわれればそうかもしれないが、それは差別だ、とは思っても、それは人権侵害だ、とは思わない」といったような反応は、少なくはないものと思われる。日常生活の場面において、なにがしかの状況を「差別」的であり、望ましくない状況であると認識しているとしても、それが「人権」（尊重）の考え方に照らしての判断であるとは、断定できないのである。

しかし歴史的にみて、「人権」が具体的な問題事象との相互連関によって変容してきていることから、具体的な差別問題との相互連関における相互作用に

よって、「人権」は差別を不当化する内実を備えるようになる可能性がある。差別との関連でいえば、「差別されない権利」が「人権」のカタログにくわえられうるかということが問題になる。差別に対して、それに対抗する権利意識が芽生え、「人権」のカタログの中に組み込まれていく過程について検討する必要があるということができよう。

2．1．3．小括

社会事象の問題化は、「人権」の重要な機能である。第一に、自由・平等の原則は、誰しもが問題措定の主体となることを保障している。第二に、新しい問題に対する解決策を模索するという動きの中から新しい「人権」の項目が創出され、それが規範化されることにより人々に内面化される。具体的な問題事象の解決策が「人権」として規範化されるのである。差別問題などではこうした内面化が、差別的諸関係性の根元たる意識状況の変革につながる。

「人権」による差別の問題化には利点がある。差別は差別されたものにしかわからないということについて、その問題提起を正当化するものとして「人権」があれば、差別の問題化にとっては有益なのである。しかしだからといって、「人権」は差別を適格に不当化できる、すなわち「人権」が差別を定義できるというわけではない。第一に、差別は個々具体的に異なる様相を呈しており、また差別されたものがそれを適格に問題化しようとすると、「人権」のカタログの中に当該の差別を不当化するための論理が用意されているとは限らない。第二に、それらをすべてのりこえ「人権」の考え方によって差別を適格に定義（すなわち不当化）することができるほどには、「人権」は差別という具体的問題とのすりあわせを経ていないのである。

このようなことから、「人権」は差別問題と出会うことで新たな局面を迎えたと考えることができる。これまでは、客観的に把握が容易な具体的問題事象との相互連関によって「人権」の項目が変容し、またそこから新しい一般的な意識が形成されてきていた。「人権」の項目についていえば、具体的な項目が増加するだけでなくその適用範域が拡張されるというかたちで内実の変化が生起した場合もある。ところがこと差別問題との連関においては、差別的処遇の規定を客観的に、また当事者以外の第三者がおこなうことが困難であることか

ら、これまでとは異なる「人権」の変容が予測されるのである。

2．2．「人権」と差別をめぐる議論の展望

2．2．1．差別問題と「人権」の変容

今日世界的に問題となっている差別問題は「人権」問題であると考えられていることが多い（［磯村,1985］など）。しかし「人権」による差別の定義が「人権」の無視・軽視・侵害などといった内容にとどまる限り、適格な不当化をともなった問題措定は困難であろう。そうではあっても、こうした試みが繰り返されるなかから適格な「人権」の項目が生起し、一般化されていく可能性もある。差別をめぐる「人権」の研究は、こうした過程について分析的に記述することを目指すことができよう。

これまで「人権」は、具体的な欲求をその項目としまたそれを社会的に保障することでさまざまな問題の解決を図ってきた。所有権や財産権といったいくつかの自由をめぐる問題に対しては、それを具体的な「人権」の項目とすることで容易に対応できた。社会権；生存権の確立につながる諸問題との対峙においては、たとえば「最低限度の生活水準」といった基準的項目を用意してこれに対応した。こうした基準的項目はそれだけでは十分でなく、歴史社会的に規定される「最低水準」という基準をめぐる社会的調整に基づいて、具体的な保障が実現された。このような「人権」の歴史的経緯からみて、具体的な「人権」の項目を増やすことで、「未来形」で不平等な状況を不当化していこうというやり方としてのアファーマティヴ・アクションは、適格なものといえよう。

今日的な差別問題と対峙した「人権」は、どのような基準を用意できるであろうか。最も簡単にいえばそれは「差別されない権利」である。もちろん差別は一義的に定義できるものではない。これまでの多くの社会事象・社会問題と異なり、差別は具体的な不利益な処遇だけではなく、そうした状態を生起する心的要因それ自体でもある。こうして差別（問題）との相互連関によって生成されるであろう新しい「人権」の項目は、歴史的にみても相当程度多義的でありまたそれを支える社会的調整も複雑なものとなってゆくであろう。さらに差別（問題）との連関における具体的な「人権」項目の生成および一般化によっ

て「人権」の理念的側面もまた変質するであろう。このようなとき、差別的な社会的諸関係から受ける不快感から逃れたいという欲求そのものについての自覚化と概念化とが必要になるであろう。

2．2．2．差別意識と「人権」意識

具体的な差別問題として部落差別問題を概観してみよう。部落差別問題の現状をみると（たとえば［北口,1994］）、生存が脅かされるような劣悪な環境下におかれるといった、客観的認識が比較的容易である不利益な処遇としての不平等・差別的状態を制度的に改善することだけでは、問題とされる諸事象に対する十全な対応ができないものと考えられる。では、具体的な差別的事象を生起させる原因たる差別的意識に「人権」を対抗させてやることは可能なのであろうか。そうした「人権」とは、制度的「人権」よりもむしろ内面化された「人権」意識であろうと思われる。この場合、内面化されるのは具体的な制度的諸項目だけでなく、「人権」という考え方のもつ理念的側面も含まれることになる。このように、差別の問題化および不当化がなされる”場所”としての”意識”への注目が必要であろう。

「人権」意識に注目すると、そも「人権」の諸項目を「人権」すなわち人間であることのみを要件として承認し尊重するという意識の構造などが、意識論・意味論的に検討されることが重要な課題となる。これまで「人権」の諸項目及びそれが解決をめざしてきた具体的な社会的諸事象には、「人権」の項目として制度的に保障されることで調整可能なものが多く含まれていた。ところが差別問題は意識的な問題であることが多く、そのため「人権」の制度論的議論から、意識論的議論へと重点が移行する可能性が予測されるのである。

2．2．3．小活

社会権をはじめとして、「人権」は客観的確認が比較的容易である具体的に不利な処遇の改善と密接に連関しつつ改変され、変容してきた。「人権」はさまざまな心的欲求（それは社会的に形成され、持続され、変容される）を自覚化・概念化しながら、変容してきたのである。また具体的な「人権」の項目の変容と「人権」の考え方全体がもつ理念的側面とは、相互に影響しながら、社

会的風潮としての「人権」尊重のながれ、またそれが内面化されたものとしての「人権」意識を形成してきたものと考えられる。

自由と平等とは、「人権」という考え方の基本的理念ともいうことができるが、その内実もまた変容してきた。差別からの解放を自由・平等の達成として位置づけまた「人権」の一項目とするとき、「人権」のもつ意味の内実は大きく変容することになるであろう。

差別からの解放、いわば差別されない権利を希求するという心的欲求とは、より詳細にいえばどのようになるであろうか。現段階で仮設的にそれを示せば、社会的自己の意味づけに主体的に関与することのできる諸条件を希求するものであると思われる。自己に対する意味づけからの疎外、意味づけからの疎外を解消する判断主体としての自己の確立、こうした心的欲求を自覚化・概念化させる差別的関係性の認識と「人権」との関連などについては、別の機会に論じたい。

3．おわりに

「人権」の歴史的分析はさまざまな結論を提出するであろうが、そのなかでも「１８世紀的『人権』はブルジョアジーの人権であった」というような指摘は広く受け入れられるものであろう。しかし「人権」が「市民」のものであったという歴史的事実を確認し、「『人権』が保障される」とされた制度の下でなお不平等があったという事実を指摘することは、「人権」への懐疑心を深めるものではない。歴史解釈の立場として、ブルジョアジーを「人権」の最初の担い手としてとらえ、ブルジョアジーが「人権」を求めたからこそ、彼らに都合のよい「人権」を獲得しえたのであると認識することは妥当であろうと思われる（［戒能,1977:3−9,296］もみよ）。しかしこの認識は「人権」がブルジョワジーのみのための思想であることを主張するものではない。「人権」が歴史的に特殊なものであるからといって、それが意味をなさないとはいえない［長谷川,1991:139−140］のである。

「人権」による異議申し立ては、達成されるべき理想的状況といったような対案の提出を必要とするものであるということを意味しない。「人権」による問題措定は、こうあるべきだというような対案を示さないままに、関係性に異議申し立てをすることを可能にする。「人権」の考え方は、関係性から受ける不快感ゆえに関係性に対する異議申し立てをすることを、「人権」として保障するのである。

社会権；生存権確立の過程では、社会的に不利な状況下におかれた生を、社会的に保障することが主張されまた承認されてきた。ここには生の社会化過程がみてとれるが、その結果として社会化された生としての「人権」（の具体的項目）が生起した。差別（問題）との連関では、社会的に不利な状況または不快な状況におかれた自我を、「人権」の一項目として社会的に擁護していくことが検討されるであろう。そのとき社会化された自我と差別（問題）との関係には、また「人権」という考え方そのものについて、大きな変容が生起するものと考えられる。

今後の「人権」研究においては、「人権」が実現「している・していない」というような解釈枠組みに加えて「人権」を実現「したい・したくない」というような解釈枠組みが有効性をもって登場することになるであろう。とくに差別（問題）については、「人権」の考え方に基づき異議申し立てに耳を傾ける傾向がみられるかどうかということこそが、意識調査・分析の焦点とされるべきなのである。これまでの差別と「人権」をめぐる諸議論では、差別する者が「人権」意識を内面化しているかどうかという側面に重点を置いてきた傾向が強いものと考えられるのである。

＜文献＞

淡路 剛久　1986　「民事法の領域から－新しい権利の生成をめぐって－」，日本法社会学会編『権利の動態Ⅰ』：8−18, 有斐閣．

稲本 洋之助　1988　「『新しい権利』のカテゴリーと相互作用」，日本法社会学会編

『権利の動態Ⅲ』：2−8, 有斐閣.

磯村 英一編　1985　『現代世界の差別問題』明石書店.

戒能 通孝　1977　『戒能通孝著作集　八』高陽堂.

内野 正幸　1992　『人権のオモテとウラ』明石書店.

北口 末広　1994　「最近の差別事件の分析と課題」『部落解放　臨時号』：368:62−72, 解放出版社.

佐々木 允臣　1990　『人権の創出ールソー、マルクスと現代人権論ー』文理閣.

下山 瑛二　1972→1980　『人権の歴史と展望』法律文化社.

副田 義也　1989　「社会問題の社会学」, 副田 義也編『社会問題の社会学』：3−71, サイエンス社.

笹澤 豊　1993　『<権利>の選択』勁草書房.

田中 茂樹　1986　「権利があるということ」, 日本法社会学会編『権利の動態Ⅰ』：148−153, 有斐閣.

棚瀬 孝雄　1987　「権利生成のシステム論的考察」, 日本法社会学会編『権利の動態Ⅱ』：11−16, 有斐閣.

戸波 江二・松井 茂記・安念 潤司・長谷部 恭男　1992　『憲法（2）ー人』有斐閣.

辻村 みよ子　1992　『人権の普遍性と歴史性』創文社.

＿＿＿＿　1994　「人権の観念」, 樋口 陽一編『講座　憲法学　3』：11−41, 日本評論社.

長谷川 晃　1991　『権利・価値・共同体』弘文堂.

樋口 陽一　1989　『自由と国家』（岩波新書）, 岩波書店.

三橋 修　1992　「差別の定義をめぐって（序）」, 差別を考える研究会編『年報差別問題研究　1』：107−122, 明石書店.

渡辺 洋三　1968　「現代資本主義と基本的人権」, 東京大学社会科学研究所編『基本的人権　1総論』：207−253, 東京大学出版会.

（ときおか　あらた／筑波大学大学院）